

アサリの産地表示適正化のための対策

令和4年3月18日
消費者庁
農林水産省

令和4年2月1日に農林水産省が公表した「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果概要」において、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産アサリが販売されていることが推測され、科学的分析の結果、農林水産省が買い上げた熊本県産のアサリのほとんどが「外国産アサリが混入されている可能性が高い」と判定されました。

このことを受け、消費者庁及び農林水産省は、食品表示の適正化を通じて、消費者の食品表示への信頼を確保できるよう、熊本県や警察など関係機関と連携し、アサリの産地表示適正化のための対策として、以下の対応を行います。

1 原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化 【資料1】

不適正な表示を防ぐ観点から、食品表示基準Q&Aを改正し、いわゆる「長いところルール」の適用の厳格化を行います。

- ① 出荷調整用その他の目的のため、貝類を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」とした上で、「蓄養」がいわゆる「長いところルール」の算定に含まれないことを明確化。
- ② 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。なお、例外として輸入した稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上^(※)育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示することができる。
(※) 輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
- ③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、輸入したアサリを放流したものと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する。

2 アサリの産地表示に係る状況の公表

本対策の効果を測るため、改正Q&Aの施行1か月後を目途に、アサリの産地表示の状況に関する点検調査を行い、結果を公表するとともに、引き続き疑義事案調査を進める。

3 熊本県産アサリのブランド化支援 【資料2】

熊本県の「純県産アサリの産地保証制度」による取組に対して支援を行うことは可能。

アサリの原産地表示に係る Q&A 案

令和 4 年 3 月 18 日

消費者庁

1. 水産物の原産地表示（特に貝類）について、現在の表示の方法と考え方、その考え方となった経緯について

- 1 生鮮食品の原産地は、原則として農畜水産物が生産（採取及び採捕を含む。）された場所となっていますが、養殖した水産物については、製品となる前に、生きたまま産地を移動し、複数の産地で育成された場合、最も育成期間の長い場所を原産地として表示することが原産地表示の基本的な考え方です。
- 2 具体的にその原産地は、
 - ①国産品には水域名又は地域名（最も養殖期間が長い「主たる養殖場」が属する都道府県名をいう。）を
 - ②輸入品には原産国名を表示してください。ただし、水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができます。
また、国産品には水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品には原産国名に水域名を併記することができます。
- 3 複数の原産地で同じ種類の水産物を混合している場合は、全体重量に占める割合の高いものから順に、原産地を表示してください。また原産地が異なる数種類の水産物の詰め合わせは、それぞれの水産物の名称に原産地を併記してください。
- 4 この考え方は、食品表示法による改正前の J A S 法以来から引き継がれているものですが、特に貝類のうちアサリの原産地表示については、平成 17 年 4 月に、原産地を誤った表示方法で表示する等の不適正な事例が確認されたことを受け、輸入したアサリを国内で 2、3 か月蓄養しても国内の成育期間より外国での採捕前の成育期間の方が明らかに長いことから、原産地表示の基本的な考え方によれば、輸入前に採捕された国が原産国となる旨を示した上で、適正な表示を行っていただくよう周知していました。
- 5 また、平成 22 年 3 月には、食品表示基準 Q&A の前身である「食品表示に関する Q&A」を公表し、アサリの稚貝を輸入し又は国内から移植して繁殖させ、成貝を漁獲する場合に、当該アサリの最も蓄養期間が長い産地を表示することとし、その場所での蓄養期間が長いことを証明できる必要があるという考え方を示していました。
- 6 しかしながら、輸入したアサリについては、外形により成育期間を正確に把握することが困難であり、さらに、事実と異なる成育期間の証明等をもって、国内での成育期間が海外での成育期間より長いこととした上で、原産地を国内の産地と表示する複数の事案が確認されました。

7 このため、令和4年3月、原産地表示の考え方について適正な理解を促進するため、

① 出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」と定義した上で、「蓄養」の期間は貝類の全体の成育期間には含まれないこととする

② 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となることを示す。
なお、例外として輸入された稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上^(※)育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示できることを示す

（※）輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。

③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、成貝の輸入したアサリを放流したものと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する必要があることを示す

の3点について食品表示基準 Q&A の改正を行いました。

2. 輸入後、国内で蓄養・放流した貝類の原産地の取扱いについて

【輸入貝類を蓄養した場合の原産地表示の考え方】

- 1 輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国となります。
- 2 この場合の「蓄養」とは、出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存することをいい、当該動植物を育成する行為には含まれません。また、「育成」とは、給餌・無給餌に関わらず、人工手段を加え、当該貝類の発生又は成育を積極的に増進し、その個体の数又は量を増加させること（養殖を含む。）をいいます。
- 3 また、国内の貝類の育成に当たっては、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条の規定により、区画漁業権の免許を受けている必要があります。国内における貝類の育成期間を、貝類の全体の成育期間に含めることができるのは、このような区画漁業権の免許を受けて育成を行った場合に限りませんが、区画漁業権の免許を受けている場合であっても蓄養した期間は、貝類の全体の成育期間（※）に含めることはできません。
※ この場合の「成育」とは、貝類の着底から出荷までの期間に生じている生長現象を指し、「成育期間」には、区画漁業権に基づき育成（養殖を含む。）されている期間や放流・天然に関わらず共同漁業権の設定された区域において貝類が生長する期間を含みます。

（例）

A 国	国内（X 県）
-----	---------

- ・ ・ ・ 国内（X 県）では、出荷調整や砂抜きのための蓄養のみの場合
→ 原産地はA国と表示

【輸入したアサリの原産地表示の考え方】

- 4 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認されていません。したがって、A国から輸入したアサリを放流し、その後掘り上げることは、成貝の輸入したアサリの保管又は出荷調整の行為に相当すると考えられ、すなわち「蓄養」に該当します。このため、原産地は「A国」と表示することとなります。
- 5 成貝の状態でA国から輸入したアサリの原産地表示の根拠書類として、輸入したアサリの通関に関する書類（輸入許可通知書、産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、その他通関に関する書類）を保存する必要があります。

- 6 輸入した成貝のアサリを放流することにより、国産のアサリと海浜中で混在し、それらを掘り揚げた場合は、両方の産地を重量順に表示することとなりますが、仕分けが困難な場合は、漁獲区域の輸入したアサリの放流量と国産アサリの漁獲量のデータを照らし合わせ重量比率を算出する方法などが考えられます。

3. 輸入した稚貝のアサリ（又は国内の他地域の稚貝のアサリ）を国内において区画漁業権に基づき育成した場合の原産地表示の考え方及び国内における育成に係る根拠書類

- 1 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認されていません。したがって、輸入したアサリは成貝の状態で購入されたものと考えられるため、原則として輸出国を原産地表示することとなります（2. の4 参照）。

なお、例外として稚貝のアサリを輸入し国内で区画漁業権に基づき長期間育成する場合には、最も育成期間の長い産地を表示することとなります。具体的には、農林水産省によれば、我が国においてはアサリの着底から採捕に至るまでの所要年数が概ね3年程度であることから、稚貝のアサリを輸入し、その後国内において区画漁業権に基づき1年半を超えて育成した場合、当該アサリの原産地は育成した産地名を表示することとなります。

- 2 この場合、原産地の表示が間違いでないことの根拠を示す書類として、稚貝のアサリの輸入及び国内における育成に係る根拠書類（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる書類）を保存する必要があります。

- 3 具体的には、輸入業者や国内生産者が保存している

① 輸入したアサリに係る根拠書類として

（ア） 輸入したアサリの通関に関する書類（輸入許可通知書、産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、その他通関に関する書類）

（イ） 輸入した稚貝のアサリを小分けする場合、実際に漁場に導入されたアサリと通関証明書を突合できる書類（ロット単位で番号管理することとし、小分けしても小分け後のアサリに番号を付与する等の対応が必要となります。）

に加え、

② 国内における育成に係る根拠書類として、

（ア） 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認できる書類（漁場図、小間図、小間の番号、面積がわかるもの等）

（イ） 稚貝のアサリの搬入・搬出明細書（税関提出書類：小間別の搬入・搬出の記録）

（ウ） 小間毎の漁場へのアサリの導入日、導入数量の記録

（エ） 小間毎の漁場からのアサリの収穫日、収穫数量の記録

（オ） 区画漁業権の登録済証（区画漁業権の免許を漁協等が受けている場合には、育成をする者が当該区画漁業権を行使できる者が別途確認する必要があります。）

などが考えられます。

- 4 国内の他地域の稚貝のアサリを区画漁業権の免許を受けた区域において育成し、成貝を収穫する場合は、当該アサリの成育期間全体において最も長い育成期間の産地を原産地として表示することとなります。この場合についても、
- ① 国内の他地域の稚貝のアサリの産地の根拠書類（4. 参照）
 - ② 国内における育成に係る根拠書類（上記3②参照）
- を保存する必要があります。

4. 国内の他地域のアサリを放流した場合の原産地表示の考え方

アサリを採捕する前段階において、x 地域のアサリの稚貝を y 地域の海浜において放流し、成貝に育ってから採捕した場合は、当該海浜から漁獲されたアサリは、採捕地である y 地域を産地として表示することとなります。ただし、成貝の輸入したアサリを放流したものと区別をするため、稚貝のアサリの産地の根拠書類として以下の書類を保存する必要があります。

- ① 国内における稚貝のアサリの採捕者（漁協）名及び採捕者別の採捕履歴（採捕した日時及びその数量）
- ② 稚貝のアサリに係る出荷伝票（稚貝のアサリを出荷した日時、出荷先、出荷数量及び売買取引伝票）

<対策のポイント>

我が国漁業の成長産業化に向けて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、**生産・加工・流通・販売が連携することによる強みを活かして、マーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築**を支援します。

<事業目標>

- 魚介類（食用）の年間消費量（46.4kg/人 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

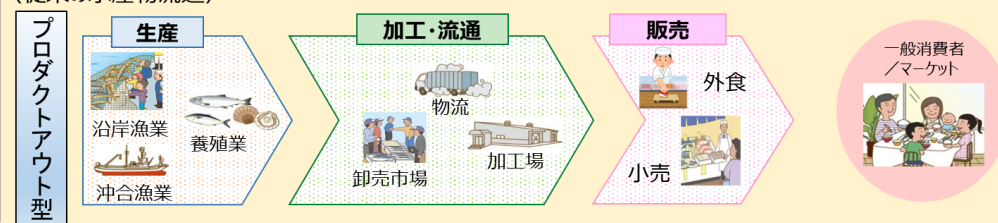
1. バリューチェーン改善促進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、**生産、加工、流通、販売の関係者が連携し、先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化等によるバリューチェーン構築**の取組等を支援します。

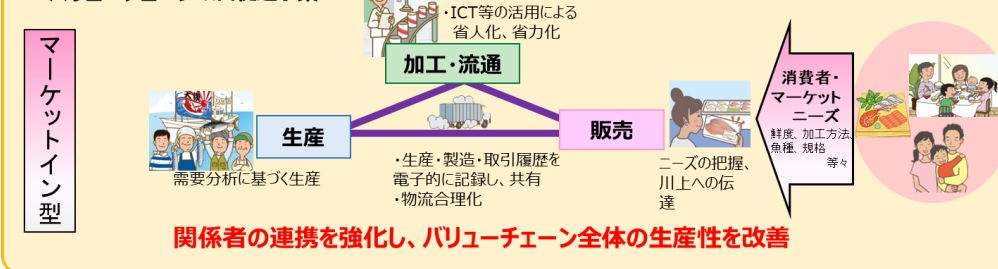
2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

今後、1で支援した取組のうち**モデル事例を全国的に横展開**することを目的として、**総合的なフォローアップ（支援後の取組の進捗と成果の検証及び助言）**を実施します。

(従来の水産物流通)



1. バリューチェーン改善促進事業



↑ フォローアップ

2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

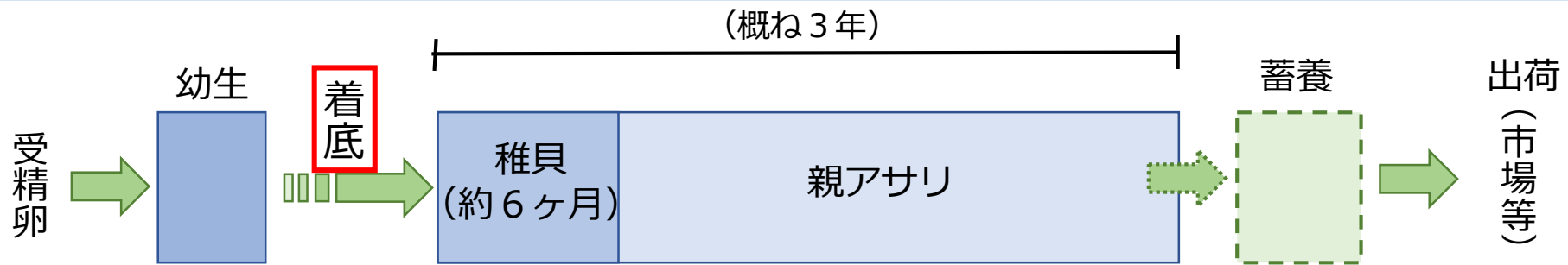
<事業の流れ>

定額、1/2



アサリの原産地表示ルールの厳格化

(参考)



水産物の原産地表示のルール

- ① 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）
- ② 輸入品にあつては原産国名
- ③ 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名 → いわゆる「長いところ」ルール

食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルートを厳格化

- 貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。
→したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

輸入アサリ

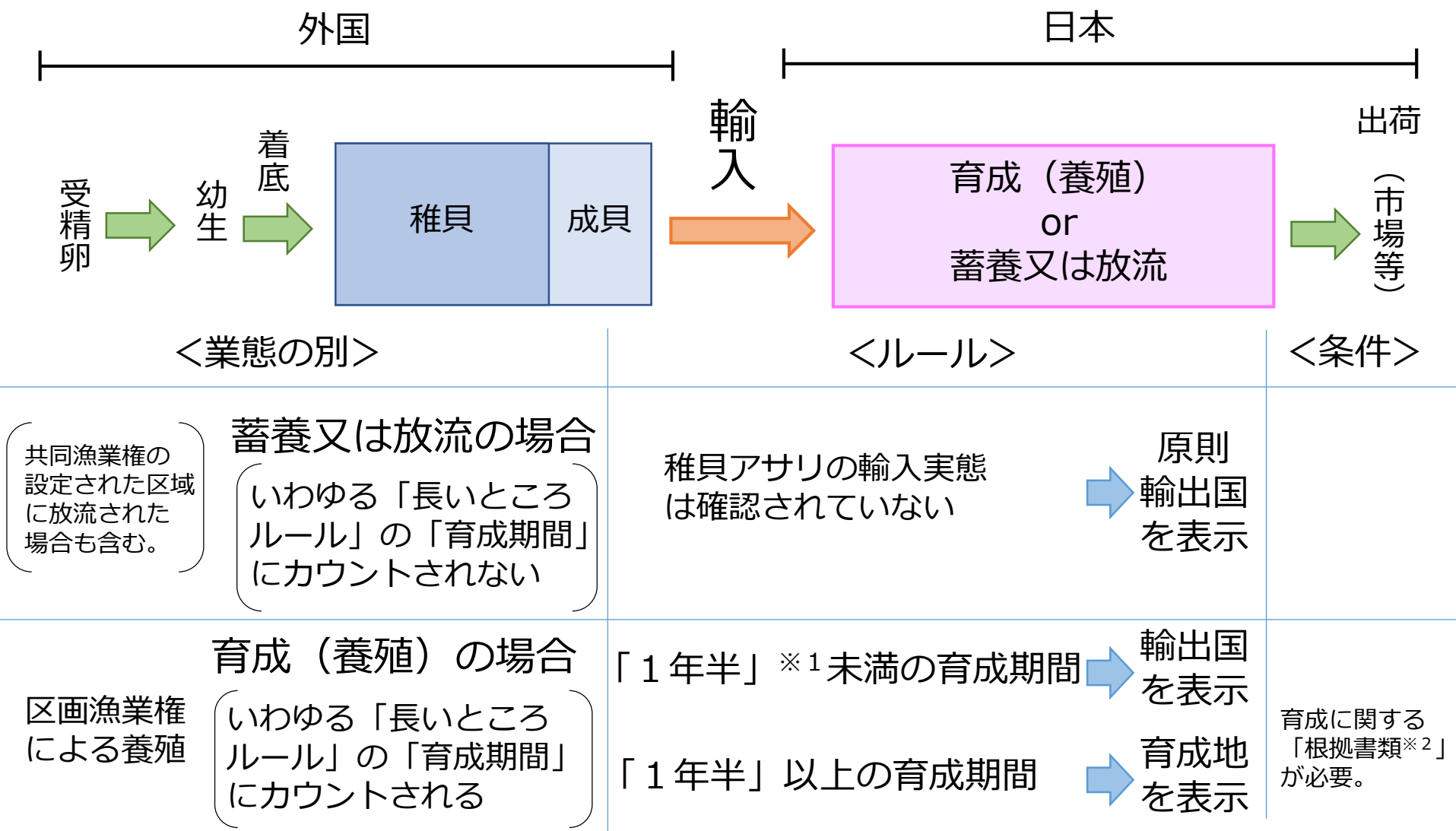
- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、**原則として、原産地は輸出国を表示。**
- 国内において、**1年半以上の育成（養殖）**を行い、育成に関する**根拠書類を保存**している場合には、**国内の育成した産地を原産地として表示。**

（輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理）

国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名を表示。
- **他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したことと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。**

輸入アサリの原産地表示のルールの厳格化



※ 1 輸入アサリの育成期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

※ 2 根拠書類とは…輸入アサリの

- ・通関証明 (ロットとの関係証明)
- ・小間ごとの収穫日付
- ・小間ごとの導入日付
- ・区画漁業権の登録済証 等

国産アサリの原産地表示ルール of 厳格化



<業態の別>	<ルール>	<条件>
漁業 (共同漁業を含む。)	採捕地名を表示	他地域から導入された場合には、導入元が国内産であることを証明する書類※の保存が必要。
育成（養殖） (区画漁業権による養殖)	(着底以降の) 育成（養殖）期間（蓄養期間は含まれない）が最も長い場所を表示	※導入元が国内産であることの証明書類の例 ・ 稚貝のアサリの採捕履歴 ・ 稚貝のアサリに係る出荷伝票

広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果

1 調査の背景及び目的

農林水産省は、令和4年2月1日、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」（以下「実態調査」という。）において、全国の広域小売店で「熊本県産」として販売されているあさに外国産が混入している疑いがあると考えられるとの結果を公表するとともに、食品事業者に対し、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体等を通じ、産地伝達の確認や法令遵守の徹底を要請しました。

また、同日、熊本県は「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を発出しました。

これらを背景としたあさりの産地表示の現状を確認するため、全国の広域小売店において、2月16日から22日までの間、調査（以下「点検調査」という。）を行いました。

＊広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 結果概要

令和4年2月16日から22日までの間、全国の広域小売店（1,005店舗）において点検調査を実施した結果、あさが販売されていない店舗の割合が、実態調査（令和3年10月から12月末に実施）の17.5%から点検調査では42.5%に上昇したこと、実態調査時点では販売されていたあさりのうち79.2%を占めていた「熊本県産あさり」は点検調査時点では販売されていないこと、実態調査時点では販売されていなかった「中国産あさり」の販売割合が点検調査時点では74.7%であったことなどを確認しました。

3 調査方法

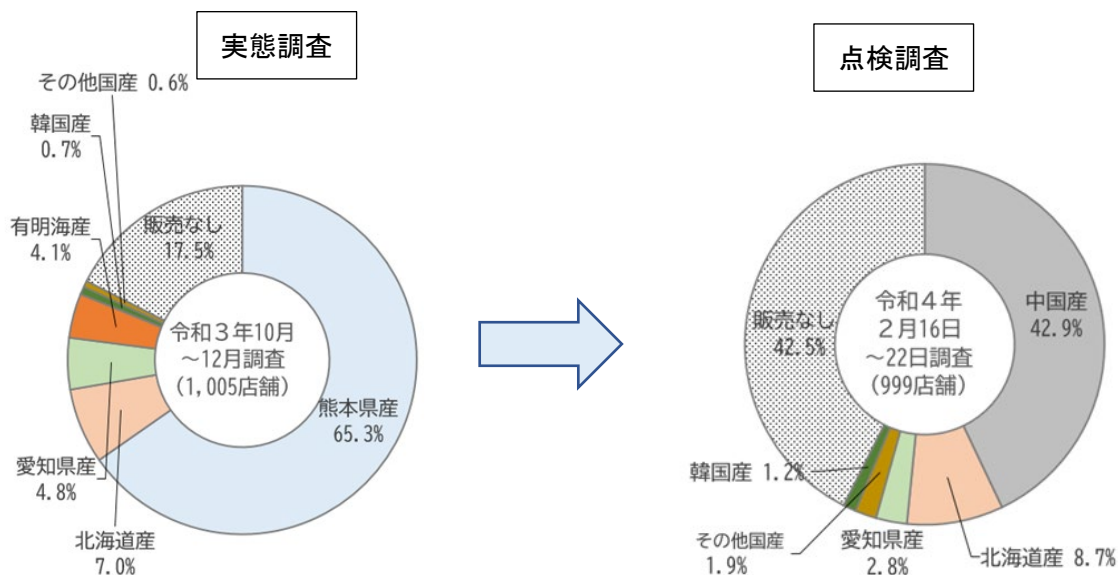
- （1）実態調査（調査期間：令和3年10月から12月末まで）を実施した同一の広域小売店1,005店舗（うち6店舗は廃業・休業により調査不能）において実施しました。
- （2）調査期間は、令和4年2月1日の実態調査の結果公表後約半月、かつ、2月8日の熊本県の「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」の発出後約一週間経過した2月16日から22日までの5日間（土・日曜日を除く）としました。
- （3）農林水産省地方農政局等の職員が、店舗で販売されている生鮮あさり（冷凍のものを除く。）について、目視により原産地表示等を調査しました。

＊地方農政局等：各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局

4 販売状況調査結果

- （1）あさりの販売状況

あさが販売されていない店舗の割合は、実態調査では1,005店舗のうち176店舗（17.5%）でしたが、点検調査では999店舗のうち425店舗（42.5%）と高くなりました。

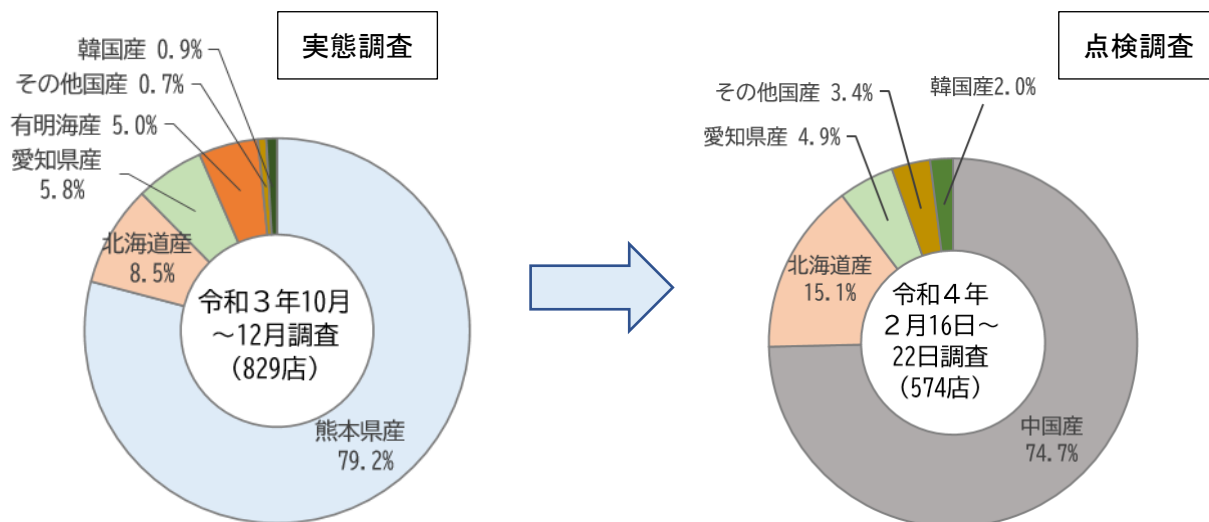


(2) 販売されていたあさりの原産地別の販売状況

あさが販売されていた店舗における原産地別の販売割合は、高い順に、実態調査では、熊本県産 79.2%、北海道産 8.5%、愛知県産 5.8%、有明海産 5.0%、韓国産 0.9%、その他国産 0.7%であり、点検調査では中国産 74.7%、北海道産 15.1%、愛知県産 4.9%、その他国産 3.4%、韓国産 2.0%でした。

*販売割合の考え方

- ①実態調査：推計販売数量に占める推計原産地別数量の割合
- ②点検調査：販売されていた商品に関する店舗別の原産地数の割合



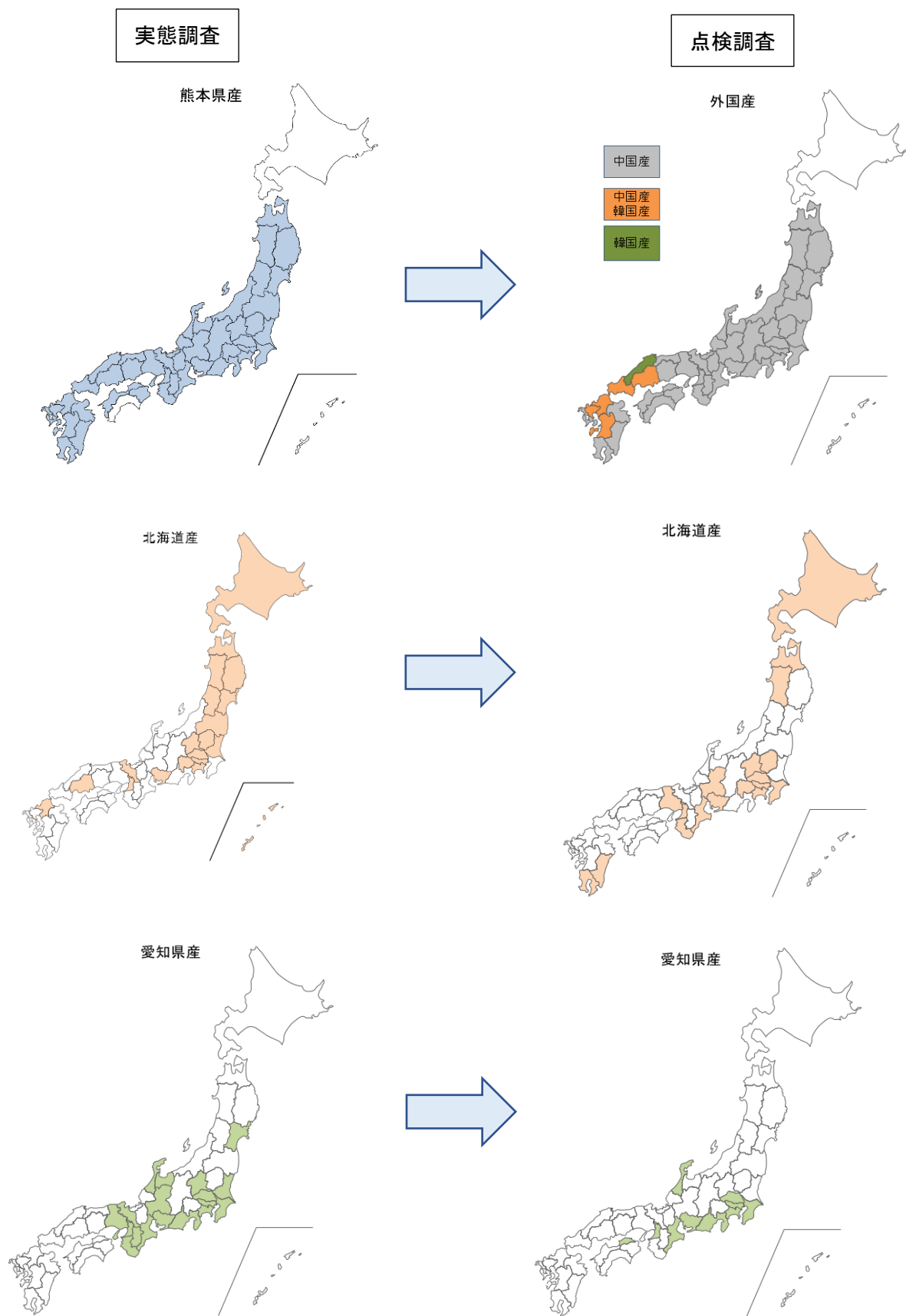
*数値については、四捨五入等の関係で一致しない場合がある

(3) 原産地別地域別の販売状況

実態調査と点検調査の原産地別地域別の販売状況の変化は以下のとおりです。

- ア 実態調査で販売が確認されていなかった中国産が、点検調査では北海道、島根県及び沖縄県を除く 44 都府県において販売されていました。
- イ 韓国産は、実態調査では四国及び九州の 4 県で販売されていましたが、点検調査では中国及び九州の 6 県で販売されていました。
- ウ 北海道産は、実態調査、点検調査ともにほぼ同数の都道府県で販売されていますが、実態調査では北日本を中心とした販売が、点検調査では南九州まで販売されるなど販売エリアに変化がありました。

エ 愛知県産は、実態調査では東海を中心に 18 都府県での販売がありましたが、点検調査では 10 都府県に減少していました。



5 今後の対応

農林水産省では、引き続き、以下のとおり関係機関と連携し、実態調査により確認した疑義の解明に取り組めます。

- (1) 実態調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

また、今般公表された「アサリの産地表示適正化のための対策」の効果を測るため、改正された食品表示基準Q&Aの施行1か月後を目途に、再度点検調査を行います。